

大阪広域環境施設組合財産規則

平成27年3月30日規則第70号

最終改正：令和2年2月20日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公有財産の取得（第6条・第7条）
- 第3章 行政財産の使用許可等（第8条—第17条）
- 第4章 普通財産の貸付け（第18条—第28条）
- 第5章 普通財産の処分（第29条—第38条）
- 第6章 公有財産台帳等（第39条—第43条）
- 第7章 物品（第44条—第46条）
- 第8章 債権（第47条）
- 第9章 基金（第48条）
- 第10章 補則（第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本組合における財産の取得、管理及び処分について定めることを目的とする。

（行政財産の管理）

第2条 事務局長は、行政財産の管理をしなければならない。

（普通財産の管理）

第3条 事務局長は、普通財産の管理をしなければならない。

（財産管理主任等の設置）

第4条 事務局長は、公有財産の管理のため財産管理主任1名を置かなければならない。

2 事務局長は、財産管理主任の職務を分掌させるため、特に必要と認めると

ころに財産管理副主任を置くことができる。

- 3 財産管理主任及び財産管理副主任は、本組合職員のうちから事務局長が命ずる。

(財産管理主任等の職務)

第5条 財産管理主任及び財産管理副主任は、上司の命を受け、公有財産につき、常にその状況を調査し、図面その他の必要な資料を整備しなければならない。

第2章 公有財産の取得

(登記又は登録)

第6条 本組合において公有財産を取得したときは、遅滞なく、登記又は登録その他の手続きをしなければならない。

(代金支払の時期)

第7条 公有財産を取得する場合の代金の支払いは、登記又は登録を要するものについては、その登記又は登録を完了した後、その他のものについては、その引渡しを受けた後でなければ行うことができない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

第3章 行政財産の使用許可等

(使用許可の資格)

第8条 行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることは、その使用許可を受ける者の資格を定めて選考しなければならない。

(保証金)

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料の3月分に相当する額以上の保証金を納付し、又は確実な担保を提供しなければならない。ただし、3月以内の使用許可の期間を定めたとき又は使用料を前納したときその他管理者が必要と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定による保証金又は担保は、使用料又は延滞金の納付を遅延した

場合においてこれに充当するほか、使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

- 3 前項の規定による充当により保証金又は担保に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足金額があるときは、これを追納させる。
- 4 保証金又は担保は、使用者が第15条の規定により原状に回復した後これを還付する。

(食堂、売店等として使用する場合の使用料)

第10条 大阪広域環境施設組合財産条例（平成27年条例第43号。以下「条例」という。）第5条第3項第2号に掲げる場合における使用料は、食堂、売店等として使用する行政財産の所在地及び所在階層、営業形態等を勘案して管理者が定める。

- 2 条例第5条第3項第3号に掲げる場合における使用料は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免)

第11条 条例第5条第4項第3号（条例第9条第2項（条例第6条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する財産管理者が定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本組合の指導監督を受け、本組合の事務事業を補佐する団体において、当該補佐する事務事業の用に供するため使用するとき
- (2) 本組合の重要な施策の実施に寄与すると認められるとき
- (3) 専ら本組合の事業の用に供するための電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置しようとするとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき

(使用料の日割計算)

第12条 使用許可期間の初日が月の初日でないとき又は使用許可期間の満了日が月の末日でないときの当該月の使用料は、日割計算により算定する。

(使用料の納付)

第13条 使用料は、定期に納付させなければならない。ただし、使用料の全部又は一部を前納させることができる。

(原形変更等の禁止)

第14条 使用者は、管理者の承認を得なければ、使用物件の原形又は用途を変更することができない。

(使用者の原状回復義務)

第15条 使用許可の期間が満了し、又は許可が取り消された場合においては、使用者は、管理者の指定する期間内に自己の費用で使用物件を原状に回復しなければならない。

(引き続き使用許可の申請)

第16条 使用許可期間満了後引き続き使用の許可を受けようとする使用者は、期間満了前30日までに申請しなければならない。

(行政財産の貸付け等)

第17条 第9条第2項から第4項まで、第12条、第13条、第15条、第18条から第22条まで、第25条及び第26条の規定は、法令の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に、これを準用する。

第4章 普通財産の貸付け

(借受けの資格)

第18条 管理者は、普通財産を貸し付けるときは、あらかじめ、借り受ける者の資格を定めなければならない。

(連帯保証人)

第19条 普通財産を借り受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定めるところにより契約保証金を納付するほか、連帯保証人を立てなければならない。ただし、確実な担保を提供したとき又は事務局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による連帯保証人は、次の各号の資格を有するものでなければ

ならない。

- (1) 組合構成団体の区域内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 貸付料年額の5倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

3 連帯保証人が前項の要件を欠いたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(転貸等の承認の申請)

第20条 条例第11条に規定する転貸等の承認を受けようとする者は、転貸等承認申請書その他事務局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(承諾料)

第21条 前条に規定する申請に基づいて転貸等の承認を行うときは、別に定めるところにより、承諾料を徴収することができる。

(借受人の届出事項)

第22条 借受人又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、これを事務局長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき
- (2) 相続又は会社の合併若しくは分割により貸借権の承継があったとき

(貸付料)

第23条 第12条及び第13条の規定は、普通財産の貸付料について準用する。

(既納金の損害金への充当等)

第24条 第9条第2項から第4項までの規定は、普通財産の貸付契約を解除した場合における既納金又は提供済担保について準用する。

(貸付料の督促)

第25条 借受人が、貸付料を納入期限までに納入しないときは、事務局長は、納入期限後30日以内に、督促状を発する日から起算して10日の期限を付して督促しなければならない。

(必要費等の負担)

第26条 借受人が、借受物件について、必要費又は有益費を支出することがあ

っても、組合はその補償の責めを負わない。

(借受人の原状回復義務)

第27条 第15条の規定は、普通財産の貸付期間が満了したとき又は貸付契約を解除した場合にこれを準用する。

(準用規定)

第28条 本章の規定は、貸付以外の方法により普通財産を使用し、又は収益させる場合にこれを準用する。

第5章 普通財産の処分

(買受けの資格)

第29条 管理者は、普通財産を売り払うときは、あらかじめ、買受人の資格を定めなければならない。

(売払代金等の納付)

第30条 普通財産の売払代金又は交換差金は、一時に納付させなければならない。ただし、事務局長が必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定による延納（以下「延納」という。）又は分割払をさせることができる。

(売払い前の財産使用)

第31条 前条ただし書の規定による分割払の場合においては、事務局長が必要と認めるときは、当該財産を使用させることができる。

2 前項の場合においては、使用料を免除することができる。

(連帯保証人)

第32条 第19条第1項の規定は、普通財産の買受人が前条の規定により当該財産を使用する場合にこれを準用する。

2 前項の規定による連帯保証人は、次の各号の資格を有するものでなければならない。

- (1) 組合構成団体の区域内又は近接市町村に住所又は事務所を有すること
- (2) 売払代金の2分の1以上の年間所得又は固定資産を有すること

3 第19条第3項の規定は、連帯保証人が前項の要件を欠いた場合に、これを準用する。

(延納及び分割払の利息)

第33条 第30条ただし書に規定する場合においては、管理者が別に定める利率により計算した利息を付する。ただし、事務局長が特別の理由があると認めるときは、延納の場合についてはその一部を、分割払の場合についてはその全部又は一部を免除することができる。

(延納の担保)

第34条 延納の特約をする場合においては、当該財産と同額以上の土地、建物又は管理者が別に定める有価証券を担保として提供させなければならない。

(売払契約等の解除)

第35条 普通財産を譲与し、又は売り払った場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の5第6項に定めのあるもののほか、契約条項に違反したときは、その契約を解除することができる。

(準用規定)

第36条 前条の規定は、普通財産の交換をした場合にこれを準用する。

(既納金の損害金への充当等)

第37条 第9条第2項から第4項までの規定は、普通財産の売払契約又は交換契約を解除した場合における既納金について準用する。

(売払代金の督促)

第38条 第25条の規定は、普通財産の売払代金の督促について準用する。

第6章 公有財産台帳等

(台帳の作成)

第39条 事務局長は、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

(台帳の価格)

第40条 公有財産を新たに台帳に登載する場合の価格は、取得又は建設価額と

する。ただし、法第238条第1項第6号に該当するものについては、額面金額による。

2 前項の規定により難いものについては、次の区分によりこれを定めるものとする。

(1) 交換又は無償取得によるもので評定価格のあるものは、その価格

(2) 株式及び出資による権利については、払込金額又は出資金額

(3) 前各号に掲げるもの以外のものについては、見積価格

(台帳価格の改定)

第41条 公有財産は、必要に応じ、別に定める方法によりこれを評定し、その評定額により台帳の記載価格を改定しなければならない。

(台帳記載事項の変更)

第42条 公有財産が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその事実、年月日その他の必要な事項を台帳に記載しなければならない。

(1) 取得又は処分があったとき

(2) 法第238条第3項の規定による分類の変更があったとき

(3) 用途の変更があったとき

(4) 改築、修築、天災事変その他の理由により形質又は価格に変動があったとき

(5) 土地の分合、地目の変更その他の重要な事実が発生したとき

(現在額報告書等)

第43条 事務局長は、公有財産につき、毎年3月31日現在における現在額報告書及び貸付状況報告書を当該年の6月30日までに調製しなければならない。

第7章 物品

(貸付け等)

第44条 第18条から第27条までの規定は、物品の貸付け（使用許可を含む。）について準用する。

(売払い等)

第45条 第29条、第30条本文及び第35条から第38条までの規定は、物品の売払い、交換又は譲与について準用する。

(会計規則の適用)

第46条 物品の管理については、この章に定めるもののほか、大阪広域環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号）第4章に定めるところによる。

第8章 債権

(台帳)

第47条 事務局長は、その管理に属する債権について、債権管理簿を備えなければならない。

第9章 基金

(台帳)

第48条 事務局長は、その管理に属する基金の整理簿を備えなければならない。

第10章 補則

(施行の細目)

第49条 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月27日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用許可期間が始まる使用に係る使用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の額による。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第7号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

設置物件		単位	使用料
電柱並びにその支柱及び支線柱		1本につき1年	6,400円
電話柱並びにその支柱及び支線柱			3,700円
その他の柱類			370円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20円
公衆電話所		1個につき1年	7,500円
携帯電話基地局			1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱			3,100円
看板		表示面積1平方メートルにつき1年	16,000円
水道管、ガス管その他の埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		220円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		340円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		450円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		670円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		900円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,600円
	外径が0.7メートル以上1		2,200円

	メートル未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの	4,500円
その他使用面積により使用料の額を算出することが適当でないと管理者が認めるもの	管理者が別に定める額	